仕様書等に関する質問及び回答

委託番号	３９	件　　名	マイナンバーカード窓口業務派遣

担当（回答）課	市民環境局市民部市民課

No.	質　問　事　項	回　答　事　項
1	「安全管理措置等の履行状況報告書」の内容を確認すると、派遣先が管理するものであり派遣元が提出するものではないと思われる。	当該報告書の対象となる安全管理措置は、委託先業務における措置そのものを指すものではない。 入札後、受託者は当市から派遣業務に関する各種資料を提供されることが想定され、これらの資料には機密性が求められる情報が含まれる場合がある。 したがって、受託者がこれらの資料の機密性を確実に保持するために十分な安全管理措置を講じているかどうかを確認することは、機密情報の漏洩防止および安全な業務運営の確保のために合理的かつ必要な措置であると考え、報告書の提出を求める。
2	労務管理は派遣先で行うため「情報管理体制届出書」の提出は必要ないと思われる。派遣スタッフの情報は「派遣先への通知」で提出する。	上記質問と同様、委託先業務における管理体制を確認するものではなく、受託者が資料提供等により取得した情報の管理体制を明らかにするためのものであり、届出書の提出を求める。
3	残業、休日出勤の有無、割増のパーセンテージ等の記載がない。	残業、休日出勤は想定していない。そのため、割増の記載もない。